

(表)

9センチメートル

第 _____ 号
官職 _____
氏名 _____

郵便法第65条第2項の規定による検査員証

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発 行
_____ 年 _____ 月 _____ 日 限り有効

5.5センチメートル

総務大臣 印

(裏)

郵便法抜粋

第 65 条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 88 条 第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した郵便認証司は、30万円以下の罰金に処する。